

平成22年6月29日

農林水産大臣 山田 正彦 殿

植物品種保護戦略フォーラム  
座長 古在 豊樹

**生物多様性条約（CBD）に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分  
に関する国際的枠組み（IR：International Regime）議定書案に関  
する種苗産業界としての意見**

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する IR 議定書案における主要な論点等について、下記のとおり、種苗産業界としての意見をとりまとめましたので、政府方針の策定に反映して頂きますようお願いいたします。

記

**1. 議定書案の主要論点への意見**

**（1）植物の育種に係わる内容については、産業セクター別の検討に任せるべきである。**

植物の新品種は通常、特許権ではなく、育成者権で保護されているが、優良品種の育成を振興する観点から、更なる品種の育成に利用することは制限されていない。食料農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）の標準材料移転契約（SMTA）は、このような特殊性を踏まえたものとなっており、種苗産業のためのモデル契約条項では、この SMTA を参考とすべきである。

**（2）議定書の遡及適用はすべきでない。**

植物の新品種は、長い期間、多くの育種関係者により素材の交配と選抜を繰り返し生み出されるものであり、その過程が詳細に記録・保存されていない場合も多く、使った育種素材の全ての起源をたどることは困難である。したがって、現状では議定書が遡及適用された場合、それぞれの研究開発について、過去に遡って遺伝資源提供国へ十分な説明や紹介ができるとは考えられない。このため、議定書の遡及適用はすべきでない。対象となる遺伝資源については、本議定書発効後のアクセスのみを対象とすべきである。

**（3）遺伝資源の利用を例示している付属書Ⅱは削除すべきである。**

遺伝資源の利用を例示している付属書Ⅱは、通常の農作物の単純生産も含まれ、あらゆる農業生産に関わる内容で、農業全般に多大な影響を与える可能性があるため、慎重に検討すべきであり、もし現行案のままであれば削除すべきである。遺伝資源の利用の内容については、どのような場合がこの遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の対象になるのかを専門家グループなどにより精査し、明確にする必要があるが、科学の進歩に応じて変化するものなので、この議定書条文に明記し、その変更時間に時間を要するような扱いは適切でない。

また、派生物は条約の範囲を超えるものなので削除すべきである。仮に条文に残すとしても、一つの派生物からそれを元にさらに作出される二次的な派生

物から生ずる利益は配分の対象にはならないようにする歯止め措置が必要である。

**(4) 病原菌や害虫等を例外的に扱うべきである。**

食料生産に大きな影響を及ぼす植物病原菌や害虫等は、食料安全保障を大きく脅かす存在であるが、病虫害の抵抗性を持つ品種の開発には必要欠くべからざるものであり、第6条(b)にある特別考慮事項として、例外的に扱うべきである。

**(5) 遺伝資源へのアクセスについて、提供国における手続きを透明性及び実現性の高いものにすべきである。**

本議定書案では、提供国の国内法令の遵守を遺伝資源利用国においても確保することとされているが、提供国の大半は国内法令や明確な方針を整備しておらず、整備されていても国によって内容が異なり、遺伝資源へのアクセスの手続きや政府窓口についても明確にされていないのが現状である。

まずは提供国の遺伝資源に係わるアクセス手続きに一定の透明性と実現性が確保されるよう、遺伝資源へのアクセスに関する国際基準を検討すべきである。

また、このような現状において、仮に、提供国から違法性を指摘された際に、利用国が一方的に提供国の判断を受け入れ、利用者に法的措置をとるとすれば、著しくバランスを欠くこととなり、慎重な対応が必要である。

**(6) 遺伝資源の原産国開示と国際認証制度は実行上問題がある。**

現在、導入可能な遺伝資源のうち、その由来について、発見から今日までの明確な経緯が記録されているものは、ジーンバンクや植物園などで管理されたものを除いてわずかしかない。

植物の育種では、多数の国からの複数の遺伝資源を多数組み合わせることが一般的である。直接の入手先を開示することは可能であるが、育成者が遺伝資源の流通経路を遡って原産国を把握し、開示することは困難である。また、提供国毎に国際認証を取得しなければならないこととすると、認証の取得やそのための管理負担は膨大なものになってしまう。このようなことから、遺伝資源の原産国開示と国際認証制度は実行上問題がある。

**(7) 隣国にまたがって分布している遺伝資源について追加的な負担が発生しないようにすべきである。**

隣国にまたがって分布している遺伝資源については、正当な手続きを経て入手した利用者に対し、契約を締結した提供国とは別の国から、新たな利益配分が求められることがないようにすべきである。

**(8) 遺伝資源へのアクセスについて官産学の協力体制の構築が必要である。**

遺伝資源へのアクセスは、各育成者が個別に提供国と交渉しなければならないが、また、人材育成等の非金銭的利益配分を求められた場合は、一企業では負担が大きすぎる。小規模の育成者でも遺伝資源へのアクセスが可能となるよう、官産学の協力体制の構築が必要である。

## **2. 農林水産省への要望**

### **(1) 食料農業植物遺伝資源条約 (ITPGRFA) について**

日本は本条約には未加盟であるが、早急に加盟すべきである。

ITPGRFA の多国間システム (MLS) の対象となるクロップリストは 35 作物 + 飼料作物 29 属と限定されているので、対象となる作物の拡大を図るとともに、自生地へのアクセスを可能とするようにすべきである。

### **(2) 業界関係者の理解促進に向けて積極的な情報提供を**

国際条約交渉及びそれに伴う措置などについては、業界関係者にはその検討の経過や内容が非常にわかりにくい。今後、議定書案の検討の進捗にあわせ、業界関係者の理解促進に向けて、より積極的な情報提供を行って頂きたい。

以上

#### **※植物品種保護戦略フォーラム**

植物の新品種の開発・保護及び活用促進を図ることを目的に平成 14 年 10 月に設立された。(社)日本種苗協会、(社)日本草地畜産種子協会、(社)日本果樹種苗協会、(社)農林水産先端技術産業振興センター、全国食用きのこ種菌協会、全国新品種育成者の会等の団体 (16)、企業 (64)、都道府県等 (34)、及び個人 (58) からなる組織である。事務局は (社)農林水産先端技術産業振興センター内に置いている。